

# 時間外選定療養費徴収のお知らせ

当院は二次救急医療機関として、24時間体制で救急患者の受入れを行っておりますが、時間外に受診される方の中には必ずしも緊急性を認められない方も受診されており、本来の目的である入院等が必要な重篤な方の治療に支障を来している状況にあります。

つきましては、令和2年8月1日より8,800円(税込)の時間外選定療養費をご負担して頂くこととなりました。皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

**時間外選定療養費**

令和2年8月1日より

**8,800円(税込み)**

## 【徴収の対象】

自己の都合により時間外診察を希望し、入院が必要でなかった場合。

※救急搬送され入院が必要でなかった場合も同様です。

## 【徴収対象時間（受付時間）】

平日の時間外（17：15～翌朝8：30）

土曜、日曜、祝休日、年末年始（12月29日～1月3日）

## 【徴収対象外】

- ・入院治療が必要となった場合
- ・他院から救急外来受診のための紹介状を持参した場合
- ・当院医師より注射・処置等のため受診するよう指示された場合
- ・身体障害者法、生活保護法等の公費医療の方

\* ご不明な点がございましたら、事務日当直室窓口にお尋ね下さい。

令和2年7月21日作成

令和5年11月1日改訂

独立行政法人地域医療機能推進機構

東京山手メディカルセンター院長

時間外選定療養費徴収のお知らせ